

## 「食の安全安心と食育審議会」令和7年度食の安全安心推進部会報告

## 1 開催日時・場所

日時：令和7年11月27日（木） 9:30～12:00

場所：ラッセホール 5階 ハイビスカス

## 2 部会出席委員 6名（三宅部会長、渡部世志恵委員、井上笑花委員、大盛委員代理、濱田委員、有馬委員）

【関係課】 疾病対策課、薬務課、健康科学研究所、健康増進課、県民躍動課、総合農政課、流通戦略課、農業改良課、農産園芸課、畜産課、水産漁港課、体育保健課、生活衛生課

## 3 議事

## (1) 食の安全安心推進計画（第5次）検討案について

「食の安全安心推進計画」と「食育推進計画」の2つの計画を一つにする方向性と、現計画である「食の安全安心推進計画（第4次）」をベースとした第5次推進計画の検討案について事務局から説明し、委員から意見をいただいた。

食の安全安心推進部会と食育推進部会が共同で第5次推進計画を策定することについて、委員から特に異論はなく、この方針で進めることが了承された。

<審議内容 [第5次推進計画検討案の第1章 推進計画の基本的な考え方、第2章 食を取り巻く現状と課題、第3章 推進計画の基本方針について] 等>

## 【第5次推進計画について】

## ○委員意見等1

- ・第1章では基本的な考え方が示され、第2章では現状と課題が整理されており、これらを踏まえて第2章の最後に4つの重点課題が設定されている。この重点課題は第2章で示された課題と明確に紐づける必要があり、重要なポイントとなる。
- ・第5次計画を検討するにあたっては、第4次計画の取組内容を振り返り、不足していた点を補うこと、さらに今後数年から10年先を見据えて、中長期的に必要な視点を計画に盛り込むことが必要。
- ・第5次計画では「食育」と「食の安全安心」の2つの計画を統合する方針が示されているが、両者をどのように融合し、一体的な計画として位置づけていくかが重要な課題である。今回の資料では具体的な考え方が示されていないため、教えていただければと思う。

⇒（事務局）

一般の方は「食」の捉え方が多様であり、これまでのように分野ごとに区分して整理するやり方ではなく、県民の食に対する思いを、分野の枠にとらわれず、1つの計画の中でどう反映させていくのかが重要である。そのよう

な視点で、この施策は本当に重要なのか、また、食の安全・安心や食育といった区別にとらわれず、1つにまとめていこうと考えている。抽象的な話では議論も進まないのので、生産、流通、消費、教育に分類して、食の安全・安心や食育の取り組みはどの分類に入るのかを念頭に置きながら議論していただければと思う。

#### 【推進計画の公表について】

##### ○委員意見等 2

- ・計画の公表についてはホームページなどで公表するとしているが、それだけでは、多くの人は見に行かない。概要版のチラシの作成や、SNS・YouTube等を活用して、積極的に情報発信を行い、県民に広く周知してはいかが。

⇒（事務局）

現在、県の X（旧 Twitter）やインスタグラム等を活用しながら、個別の情報について発信している。第5次計画の周知方法等についても、意見を踏まえて検討する。

#### 【県民モニターアンケートについて】

##### ○委員意見等 3

- ・令和3年度に実施したものから多少質問項目は見直すと思うが、前回（令和3年度）の質問項目との比較分析を行い、物価上昇など現在の状況も踏まえて結果をわかりやすく整理してほしい。

⇒（事務局）

アンケート結果についてはグラフ化など視覚的な見せ方を工夫し、よりわかりやすいものにできればと考えている。

##### ○委員意見等 4

- ・アンケートの対象者について、年齢や職業等の構成が県民全体を適切に反映しているのか疑問がある。また、アンケート自体が何を目的に実施されているのかが分かるようにし、県の取り組みを周知する機会として活用してはどうか。

⇒（事務局）

前回調査では60～70代が約1,000人、40代以下が400人、10代～30代の合計が約300人であり、40代以下でおよそ600～700人という構成となっており、極端には偏っていないと考えている。また、質問の目的や内容についても見直しを検討していきたい。

⇒（部会長）

県が実施する講習会等で同じアンケートを行い、世代や属性別の違いを比較する等、1つのアンケートを有効に活用できるのではないかと。また、予算を確保し、外部調査会社を活用して、データを収集してもいいのではないかと。必要であれば、この部会から、そういった提言をできると思う。

## 【重点課題等について】

### ○委員意見等 5

- ・重点課題には HACCP に関することや健康危機管理体制の充実などが示されているが、実際には従業員 10 人未満の小規模事業者が多く、衛生管理の取り組みは非常にハードルが高いという現状がある。兵庫県から食中毒を起こさないといった、安全・安心な食品を提供していくためには、小規模な事業者にも衛生管理の意識を広げ、どのように情報を届けていくか等、行政からの支援が重要である。

⇒（事務局）

小規模事業者への支援の必要性と法的な文言との乖離は認識しており、第 5 次計画へどのように反映できるかを検討したい。

⇒（部会長）

このような小規模事業者の課題は、第 2 章食を取り巻く現状と課題の（2）「食品流通の動向」の中にも盛り込むべきであり、努力している事業者が報われる仕組みを行政として検討すべきである。

### ○委員意見等 6

- ・「～積極的に推進しています」と記載されている箇所があるが、消費者から見ると、どの程度積極的に取り組まれているのかが伝わりにくく、自分ごととして捉えにくい。重点課題についても、行政側の視点に留まっており、県民が主体的に理解し、行動につながるような内容になっていないのではないかと。

⇒（事務局）

法令に関わる表現は硬くなりがちで、県民との距離が生じる点は認識しており、より主体的に捉えてもらえる表現や伝え方を検討したい。

⇒（部会長）

言葉の表現にとどまらず、「兵庫県は本気で何に取り組むのか」という姿勢が伝わるメッセージ性も重要ではないかとも思うので、検討していただければ。

## 【食を取り巻く現状と課題について】

### ○委員意見等 7

- ・兵庫県では、多くの農産物が生産されているが、異常気象や害虫被害の増加により生産コストが増加しており、現状でいいと思っている生産者はいない。支援がなければ、価格転嫁せざるを得ず、消費者も高騰した農産物を買えなくなる恐れがある。県産農産物の魅力を維持・発展させ、「兵庫県に来ればおいしいものが食べられる」といったスローガンを掲げていけるよう、次期計画では金銭的・人的な支援を入れていただきたい。さらに、他県の成功事例も参考にしながら、若い世代が農業に関心を持てる環境づくりも重要である。

⇒（部会長）

ご意見いただいた内容のうち、国と兵庫県が連携して取り組むべきものと、

県独自で対応すべきものがあると思う。第2章 食を取り巻く現状と課題(1) 食料生産の動向の中に、いま指摘いただいたような危機的な状況も盛り込んでいただければと思う。

<審議内容〔第5次推進計画検討案の第4章 施策展開について〕>

【食育との連携について】

○委員意見等8

部会長より、各施策の説明後に「食育との連携が可能かどうか」について、可能な範囲で回答してほしいとの要望があり、関係各課より回答した。

- ・安全安心な畜産物の生産の推進（畜産課）

食育の関連性については、改めて検討。

- ・安全安心な水産物の生産の推進（水産漁港課）

食の安全性の確保のために、事業者・行政・研究機関が一体となって取り組んでいることを、しっかりと伝えていくことが重要。

- ・食肉の安全性確保の推進（生活衛生課）

一般の方や事業者に正しい食肉の知識を広く普及することを今後の指標として考えており、そういった点も含め食育と連携できないか検討していきたい。

- ・食の安全に資する研究の推進（健康科学研究所）

食育との連携につきましては、テーマ的には少し難しいのではないかと。

- ・食への信頼確保（流通戦略課）

食育については、現在「ひょうごの美味し風土拡大協議会」で、保育園や料理教室と連携しており、その枠組みの中で対応可能である。

- ・リスクコミュニケーションの普及推進（生活衛生課）

「食品の安全に関する食育の推進」という項目を挙げており、より効率的な連携方法を模索していきたい。

○委員意見等9

- ・教育という観点から、子どもたちへの食育をどの世代から始めるのが、最も良いのか。

⇒（事務局）

子どもの食育は、保育園から中学校まで体系的に実施され、現在では高校にも広がりつつある。

○委員意見等10

- ・家畜がどのように処理されて食肉になるのか、命をいただくという視点も含めて、食育として取り組むべきかどうかという点はいかがか。食肉センターの見学はある程度以上の年齢に達していないと難しいと思う。兵庫県では食肉になる過程のDVDも作成されているので、活用されたらいいのではないかと。

○委員意見等11

- ・ある企業では新入社員に食肉センターの見学をさせ、「命をいただく」ことの

重要性を学ばせており、食の安全安心と食育という部分が連携して取り組めるのではないかと。

⇒（事務局）

食の安全安心と食育はリンクする部分も多くあり、安全性の確保という面でも、その食べ物をいただくというところでも、家畜が丁寧に育てられ、適切に管理・処理されて食肉になる過程を伝えることは欠かせないと考えており、そこは見学等の中に盛り込むようにしている。小学生から大人まで幅広く参加されているが、内容に配慮必要な部分もあるため、参加者に無理なく受け入れてもらえる範囲で説明し、DVDも活用している。

#### 【安全安心な農産物の生産の推進について】

##### ○委員意見等 12

- ・令和8年4月に「有機農業アカデミー」の開校を予定し、そこで新たな農業を担う人材の育成に努めていくとの説明があった点について、今回の資料には掲載されていないが、第5次推進計画に記載するのか。記載できる範囲は限られるかもしれないが、戦略的な取り組みとして計画に盛り込むことも検討すべきではないか。

⇒（事務局）

現時点では第5次計画には特に記載するとは考えていないが、今後検討する。環境にやさしい取り組みを進める背景として、他の計画の方でそうしたことも考えているということの説明した。

##### ○委員意見等 13

- ・農薬管理指導士の研修は、2日間の研修で年1回であるため、年2回にしていたら参加しやすくなり、資格取得者も増えるのではないかと。

⇒（事務局）

参加者を呼び込むためのツールについて、様々なものが使えるようになってきており、活用できないか検討している。

#### 【食肉の安全性確保の推進について】

##### ○委員意見等 14

- ・新たな指標として、「事業者及び県民に対する食肉の安全安心に係る衛生講習会・見学等の年間参加者数」を掲げているが、ここでいう見学とは、食肉センターの見学を指しているのか。現場の方から受け入れに難しさがあると伺っているが、今後は一般の方も受け入れるような形にしていこうということか。

⇒（事務局）

食肉センターでは、現在、可能な範囲で見学の受け入れ等を行っている。今後は見せ方や説明の手法等を検討し、出前講座の実施も考えている。食肉センターでの取り組みを知っていただくため、見学や講習会の開催回数を指標に設定する方向で、食肉センターと連携して進めていく。

- ・消費者の多くは、「家畜たちがどのような環境で、どのような飼料を食べて管理されてきたのか」という点について、気にしている。これらの情報を公開することで、県民モニターの結果にもあった「食品添加物が不安」「残留農薬が不安」といった不安解消にもつながるのではないかと。また、食肉に限らず、野菜や加工食品についても、大学生以降の年代に向けて、農業体験や製造過程の見学等の機会があればいいと思う。

⇒（事務局）

食肉以外の食品についても、生産段階の安全性等を伝えることは重要であり、関係部局と連携しながら可能な範囲で取り組みを検討していきたい。

### 【食中毒の未然防止対策の推進の「食中毒の年間事件数」について】

#### ○委員意見等 15

- ・今回提示された指標の多くは、県が取り組んでいる内容を示すことに重点が置かれて作成されており、県民が成果を評価できる指標になっているかという視点が抜けている指標も含まれているのではないかと。
- ・食中毒件数は、社会状況や偶発的要因にも左右されるため、単純に目標値を設定することの妥当性に疑問がある一方、「食中毒ゼロを目指す」という姿勢を県民に示す上では件数を提示することも意義があるとも考えられるので、県としてどういう姿勢をみせていくか。
- ・食中毒には、例えば山で採ったキノコを自己判断で食べた場合のように行政では対応が難しいケースと、事業者の衛生管理の不徹底によるケース等があり、それらを一括りに「食中毒の件数」とすることに無理がある。ノロウイルスによる食中毒は発生が多く、患者数も多い傾向があるので、特に大量調理施設に重点を置き、対策していったらどうか。
- ・食中毒が発生した施設には、講習会や監視指導を実施し、その成果もあわせて示すことで、県の取り組みが伝わるのではないかと。
- ・消費者庁は令和7年度に、特定原材料にカシューナッツを、特定原材料に準ずるものとしてピスタチオを追加する方針を示している。マカダミアナッツによるアレルギー患者数もかなり増えており、そういう点も見据えた上で、次期計画に課題を盛り込むべき。

### 【リスクコミュニケーションの普及推進の指標「県民に対する講習会等の年間参加者数」について】

#### ○委員意見等 16

- ・毎年7,000人以上が参加しているとのことだが、毎年、違う方が参加しているのであれば、10年間で7万人規模の貴重なデータが得られることになる。こうした講習会の場を通して参加者から情報を収集することで、政策決定に役立つ有効なデータが得られると思うので、活用されてはどうか。今後はデジタル化やAI等の技術も取り入れながら、データを整理して、政策決定や業務効率化に活かしていく必要があるのではないかと。

⇒（事務局）

毎年、講習会等で簡単なアンケートは実施し、その結果をもとに一部施策に活用している。今後、アンケートの内容や実施方法については検討していきたい。

○委員意見等 17

・現在、年間参加者数は7,000人余りであるという説明だったが、第4次計画の取組状況の一覧表では令和8年度の目標が4,500人となっているが、なぜか。

⇒（事務局）

第4次計画を策定した当時の参加状況を基に設定し、その時点の水準を反映した目標値である。その後、参加者数は年々増加して現在は7,000人規模となっており、次期計画では実態に合わせて指標の目標値を引き上げる方向で検討している。

【その他】

○委員意見等 18

・HACCPの認定を受けている事業者であっても、表示違反や偽装等をしていた事例があった。HACCPを認定するのであれば、行政として現場をしっかりと確認することや真面目に取り組んでいる事業者を支援していただきたいと思う。

○委員意見等 19

行政は食品衛生協会と連携して多くの事業に取り組んでいるが、他の業界とも協力していくことは非常に有効であると思うので、今後検討していただければ。

(2) 兵庫県食品衛生管理プログラム認証制度（県版 HACCP）の今後について

資料に沿って事務局から新たな兵庫県の HACCP 認定制度（参考資料1）について説明した。各委員より意見をいただき、新制度の内容について了承された。

○委員意見等 1

・新たな HACCP 認定制度では、対象は全事業所で、これまでのような製品ごとの認定ではなく、施設ごとの認定に改め、位置付けとしては「HACCPに基づく衛生管理」と「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の中間に位置づけられる制度になると認識している。新制度は、業者へのアンケート結果から、認定を受けている施設等からの一定の要望に応えることが目的なのか、ニーズの有無にかかわらず事業者の衛生管理の意識向上や全体的なレベルアップを図ることを目的としているのか。

⇒（事務局）

まずはニーズのある事業者に対応することが1つある。加えて、この新

制度を広く浸透させることで、HACCP の認定が励みとなり、衛生管理の取り組みを進める事業者が増えていくようにボトムアップにもつなげていきたい。

○委員意見等 2

- ・新制度の広報の方法や、第 5 次計画における制度の位置づけは非常に重要である。また、認定事業者へアンケートにおいて、「なぜ認定制度が必要なのか」という理由については聞き取っていないのか。

⇒（事務局）

「商取引に活用したい」という声や、「認定まで数年かかったのに、制度がすぐに無くなるのは残念」という意見が多く寄せられた。

○委員意見等 3

- ・数年かけて認定を取得された事業者が多いとのことだが、認定を廃止する事業者が増えている理由は何か。また、1 度認定を廃止した事業者が、新制度で再度認定を目指す場合、大変な手続きをやり直す必要があるのか。

⇒（事務局）

最大の理由は、現在は施設全体の HACCP を求められている中で、現制度では製品ごとの認定しかできておらず、制度との間に乖離が生じていた点である。法改正により、全ての食品事業者に HACCP に沿った衛生管理が義務づけられたため、今後は HACCP にしっかりと取り組む施設については、県として支援できる制度へ見直していきたいと考えている。なお、現県版 HACCP を取得している事業者であれば、新制度の認定は概ね問題ないと考えている。

○委員意見等 4

- ・制度を継続するのであれば、認定取得に努力してきた事業者の取り組みが報われるよう、県が支援する必要がある。制度にメリットがあるなら、事業者がその利点を活かせるよう改善していくことが重要であり、今後の取り組みにかかっている。

○委員意見等 5

- ・HACCP を取得していたのにもかかわらず、違反をしていた事業者の話があったが、新制度では認定内容の正確性をどのように確保するのが非常に重要ではないか。その点が明確でなければ、新制度が始まったとしても、消費者の信頼につながらないため、認定内容を確実に担保できる仕組み等が必要であると思う。

⇒（事務局）

それに関しては非常に難しい課題である。もともと食品衛生法の考え方には、犯罪捜査的な要素が入っておらず、事業者が意図的に不正を隠

そうした場合、その行為を見抜くのは容易ではない。しかし、そのような事件が起こると、消費者の食の安全安心に対する信頼が大きく揺らぎ、そのたびに法改正等の対応もとられてきたが、我々も監視業務を通じて状況を把握し、不適切な施設には適切に指導ができるよう、監視手法の改善や効率化について検討していく必要があると考えている。

#### ○委員意見等 6

- ・ HACCP は一度導入すれば終わりではなく、継続的な取り組むことが重要である。消費者からの信頼性を高めるためにも、不適切な運用をした事業者への対応 方法については、行政として明確にしておく必要がある。違反があれば事業者名の公表など、強い措置も含めて検討していく必要があるのではないか。また、実際には HACCP に十分取り組めていない事業者も多いため、新制度では、導入のハードルを下げ、できる限り簡易で取り組みやすい仕組みが必要である。また、認定を取得するメリットを明確にすることも重要である。メリットがなければ事業者は取り組まないため、事業者が求める支援を把握し、検討していく必要がある（例：認定を取得すれば衛生管理機器を提供する等、実質的なメリットを付与することも一つの手法である）。

#### ○委員意見等 7

- ・ 委員から出た要望の中には、現場では対応が難しいものもあると思うが、必要であれば、行政として予算や人員の確保を要求していくことも 1 つの方法ではないか。新制度では、監視員によるチェックが重要となるため、人員が不足すると、この制度が形骸化するおそれがある。そのような場合には、この部会や審議会から、その必要性について知事に答申するというのも一つの考え方だと思う。こうした点も含め、守りの姿勢ではなく、より良いものをつくり上げていくための意見交換の場として、この部会や審議会を活用していければいいのではないかと思う。